

第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 高齢者保健福祉施策に関する事業進捗状況評価表

基本目標1 生きがいのある充実した生活の支援

※ 「事業評価」の評価基準

- ・高齢者が生きがいを持ち、健康の維持・増進と、介護予防の推進を図るため、それまで培った技能や技術を発揮し、社会のなかで役割を担いながら地域共生社会の一員として活躍ができる、健康長寿の社会づくりを目指します。
- ・また、心身機能が低下したり、生活習慣病、要介護状態にならないように、介護予防・重度化防止、フレイル予防のための事業を展開します。

- A… ほぼ事業内容を達成した。
- B… 改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した。
- C… 事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D… 未実施

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(1) 健康づくり・介護予防の一体的推進								
①	★さくら体操の推進	<p>新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行い密にならない形で行います。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。</p> <p>&lt;計画期間の目標&gt; さくら体操の会場数 55会場 さくら体操の延参加者数 6,600人 新規介護予防リーダー養成者数 年間15人</p>	介護福祉課	<p>管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。</p> <p>地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。</p>	<p>管理会場では管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月ミニ講座を行い、参加者へ介護予防・フレイル予防の啓発を行うとともに年に1回体力測定も行い、個別に結果説明と助言を行い参加者の介護予防を図った。</p> <p>完全自主会場については市内のリハ専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言と相談等を行い、参加者の介護予防を図った。</p> <p>リーダー育成のため介護予防ボランティア養成講座を開催しリーダーの少ない会場等を中心に調整し配置することができた。</p> <p>さくら体操会場数 33会場 さくら体操の延参加者数 6612人 新規介護予防リーダー養成者数 10人</p>	B	<p>目標に向けて着実に推進できているが、達成したとは言えないため。</p>	<p>引き続き、管理会場においては管理委託事業所・地域包括支援センターと連携し、介護予防・フレイル予防のミニ講座を行うとともに、年1回体力測定を行い参加者状況評価を行います。また、完全自主会場については市内のリハ職の協力を得て各会場を巡回し、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防リーダー育成について介護予防ボランティア養成講座を開催し各会場の配置を調整します。</p> <p>地域包括支援センターを中心に身近な所で少人数実施できる完全自主会場立ち上げ支援を行います。</p>
②	☆介護予防講座・教室等の実施	<p>高齢者が介護予防のための正しい知識を得て、自分に適した方法で主体的に介護予防・フレイル予防に取り組めるよう講座や教室を開催し多様な方法で介護予防を推進していきます。</p> <p>また、市内には住民が自主的に体操や趣味活動を通して介護予防等に取り組んでいる通いの場が多くあるため、広く情報提供等を行い支援します。</p>	介護福祉課	<p>高齢者が介護予防・フレイル予防に関する正しい知識情報を知り、主体的に取り組めるよう介護予防講座を開催します。</p> <p>また、対面型の教室ニーズが多いことから、教室内容等を見直し実施します。</p>	<p>専門職による介護予防・フレイル予防のポイントについての介護予防講座を年3回開催した。</p> <p>シニア運動教室は参加定員を増やし実施した。</p> <p>講座、教室の中で地域資源等の情報提供を行った。</p> <p>介護予防講座実参加者数：74人 シニア運動教室実参加者数：115人</p>	A	<p>高齢者のニーズに応じ、教室の定員を増やし事業実施することができたため。</p>	<p>引き続き高齢者が介護予防・フレイル予防に関する正しい知識情報を受学ぶ場として専門職による介護予防・フレイル予防のポイントについての介護予防講座年3回開催します。</p> <p>また、多くの高齢者が参加できるようにシニア運動教室の内容充実と参加定員を増やし実施します。</p> <p>新たにフレイルチェック測定会を開催し、基本チェックリストや測定等を通じて高齢者が自身の状況を把握するとともに、必要な支援へのつなぎを行います。</p>
③	健康相談・指導の継続 ※他計画再掲	<p>健康保持・増進と疾病予防のために健康や栄養、歯と口腔に関する相談を実施するほか、健康づくり推進のための高齢者の方を対象とした健康教室を開催し、健康相談および指導の充実を図ります。</p>	健康課	<p>令和6年度同様に成人健康相談、栄養個別相談、歯科健康教育・相談等を実施するとともに、普及啓発に努めます。</p>	<p>市報への掲載、市のホームページ、LINE、チラシの配布等で周知を図った。</p>	A	<p>概ね計画どおり実施することができたため。</p>	<p>栄養個別相談において、利用者の利便性向上のため、会場を保健センターに加え新たに市内集合施設にて実施する。その他の事業については令和7年度同様に事業実施するとともに、普及啓発に努める。</p>

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
④	健康診査等の継続 ※他計画再掲	フレイル予防のために高齢者の健診の活用やかかりつけ医との連携を行います。また、寝たきり等へつながる生活習慣病の早期発見のために引き続き特定健康診査受診率の向上に努めます。また、特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の受診者、40歳以上の集団健康診査の受診者等を対象に、フォロー健診として検査項目を上乗せして実施します。	保険年金課・健康課	【保険年金課】 (特定健康診査) 実施期間：令和7年6月1日～令和7年12月31日 (後期高齢者医療健康診査) 実施期間：令和7年9月15日～令和8年1月31日 フォロー健診(独自健康診査)として検査項目を追加実施します。	(特定健康診査) 実施期間：令和7年6月1日～令和7年12月31日 特定健康診査対象者:14,672人 特定健康診査受診者:6,786人 受診率(速報値):46.3%  (後期高齢者医療健康診査) 実施期間：令和7年9月15日～令和8年1月31日 受診券発行枚数:14,553枚 受診者数:7,981人 受診率:54.8%(小数点以下第二位四捨五入)	B	(特定健康診査) 特定健康診査の受診率は、都及び全国と比較し高い傾向であるが、国の目標値(60%)には達していない。引き続き、受診勧奨等を行い、通知内容も精査していく。  (後期高齢者医療健康診査) 後期高齢者医療健康診査の受診率は、昨年度と同様に都内自治体中、高位であることから、概ね達成したと思われる。	(特定健康診査) 実施期間：令和8年6月1日～令和9年1月31日 特定健康診査受診者に、フォロー健診として検査項目を上乗せして実施する。  (後期高齢者医療健康診査) 実施期間：令和8年9月15日～令和9年1月31日
				【健康課】 令和6年度同様に基本健診項目に上乗せして、生化学検査、血液学検査、胸部レントゲン検査、眼底検査等を実施するとともに、受診率の向上に努めます。	例年同様に、基本健診項目に上乗せして、生化学検査、血液学検査、胸部レントゲン検査、眼底検査等を実施した。	A	概ね計画どおり実施することができたため。	令和7年度同様に事業実施するとともに、受診率の向上に努めます。
⑤	感染症の予防の推進	新型コロナウイルス感染症や肺炎、インフルエンザの予防や重症化を防ぎ、高齢者の方の健康を保持するため予防接種法に基づくワクチン接種を推進します。	健康課	令和7年4月から定期接種化が予定されている帯状疱疹予防接種について、関係機関と調整し、円滑に実施します。	令和7年度はあらたに帯状疱疹予防接種を開始した。そのほか、肺炎球菌・インフルエンザ・新型コロナウイルス等の予防接種法に基づくワクチン接種を実施した。	A	概ね計画どおり実施することができたため。	引き続き、関係機関と調整し、円滑に実施します。
⑥	健康講演会の継続 ※他計画再掲	疾病予防・普及啓発を目的とし、高齢者も含めた健康づくりの充実を図ります。	健康課	令和6年度同様に事業実施するとともに、普及啓発に努めます。 《令和6年度事業実績》 市報への掲載、市のホームページ、チラシの配布等で周知を図った。健康講演会を11回実施した。	市報への掲載、市のホームページ、チラシの配布等で周知を図った。健康講演会を11回実施した。	A	令和7年度の参加者は182人で、前年度と比較して増加したため。(令和6年度:164人)	令和7年度同様に事業実施するとともに、普及啓発に努めます。
⑦	歯と口腔の健康の充実 ※他計画再掲	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施するとともに、70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔内の健康増進を図ります。また、かかりつけ歯科医の紹介を継続します。	健康課	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施します。また、歯科医院にかかっていない方には、かかりつけ歯科医の紹介を行います。70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔機能等口腔内の健康増進を図ります。市報、ホームページ、パンフレット等を活用して歯科保健の重要性の普及啓発に努めます。	令和6年度同様、高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に9月1日から11月30日までの期間に成人歯科健康診査を実施し、また、かかりつけ歯科医の紹介を行った。	A	成人歯科健康診査において、65歳以上の受診者数が13人増加したため。 R6年度=1,863人(うち、65歳以上 712人) R7年度=1,875人(うち、65歳以上 725人)	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、成人歯科健康診査を実施します。また、歯科医院にかかっていない方には、かかりつけ歯科医の紹介を行います。高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔機能等口腔内の健康増進を図ります。市報、ホームページ、パンフレット等を活用して歯科保健の重要性の普及啓発に努めます。成人歯科健康診査及び口腔機能評価診査の対象者に新たに85歳を加えて実施します。
⑧	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	訪問型・通所型いずれも現行相当と市基準によるサービスを提供しています。自立支援促進に向け、医療専門職が中心に関わり短期集中で実施するサービス(サービスC)の実施と同サービスを通して総合事業の見直しを検討します。また、地域包括支援センターと連携し、介護保険サービス外の資源等も積極的に活用した自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントを推進します。	介護福祉課	医療専門職が中心に関わり短期集中で実施するサービス(サービスC)を年3回実施し、介護認定要支援者等の介護予防・自立支援を推進していきます。また、利用対象者・関係者に事業の意義・効果等について周知し、適切な方が利用できるよう工夫していきます。	医療専門職が中心に関わる短期集中予防サービスC事業を年3回実施。利用者のサービス終了後の生活について多職種で地域ケア会議で検討し、利用者の自立支援・重度化防止につなげることができた。利用者:23人	A	概ね予定どおり事業実施することができたため。また、利用者がサービス利用により、生活機能が向上したため。	サービスC事業を年4回実施し、サービス利用が適切と思われる方が利用できるよう調整していく。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑨	★高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者を中心とした医療保険や介護保険のデータ等に基づき市の健康課題を分析し、健康課題を有する高齢者に対し医療専門職が関与する保健事業を実施します。 また、通いの場等でも健康課題に応じた内容の活動を理学療法士等の専門職を通じて行うことにより、保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。  <計画期間の目標> 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 令和6年度実施	保険年金課・介護福祉課・健康課	【保険年金課】 リスク該当者に勧奨し、必要があれば個別健康相談(ハイリスクアプローチ)を行います。  (低栄養防止) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 勧奨対象者：約200名 (身体的フレイル予防) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 勧奨対象者：約200名	(低栄養防止) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 対象者数：200名 介入者数：38名 (身体的フレイル予防) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 対象者数：206名 介入者数：40名	A	各対象者数200名に対し、各介入者を40名と想定していたことから、概ね一致し、また、最終面談まで達した者は、低栄養防止は35名、身体的フレイル予防は19名、ポピュレーションアプローチについても、健康教育・健康相談については、1,048名、フレイル状態の把握は57名の参加と、他の自治体と比べて高い水準にあることから概ね、達成したと考える。	(低栄養防止) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 勧奨対象者：約200名 (身体的フレイル予防) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 勧奨対象者：約200名
				【介護福祉課】 低栄養防止に加え、身体的フレイルについての内容も追加して実施します。また、さらなる事業の周知も行います。	ポピュレーションアプローチとして低栄養防止、身体的フレイルの予防について、市内通いの場等においてリハ専門職が健康教育を行った。	A	概ね予定どおり事業実施することができたため。	令和7年度同様に事業実施するとともに、市の介護予防事業等の際にも低栄養防止・身体的フレイル予防について普及啓発を行っていく。
				【健康課】 令和6年度同様に高齢者向けの健康教育の啓発として、65歳以上を対象に「いきいき健康教室」を年2回実施するとともに、参加者の増加に努めます。	高齢者向けの健康教育の啓発として、65歳以上を対象に「いきいき健康教室」を予定どおり実施し、41名が参加した。	A	令和6年度の39名から参加人数は増加したため。	介護福祉課で健康な高齢者を対象にした運動教室が増えているため、健康課のいきいき健康教室の運動は若い世代を対象にした教室に変更し、歯科・栄養講義は引き続き実施する。
基本施策② 社会参加の促進								
⑩	包括連携協定締結校等との連携による活動支援の継続	包括連携協定を締結している学校・企業と講座等連携が可能な事業等を実施していきます。	介護福祉課	地域の課題について、連携した事業等の実施が可能か調整していきま	市内1学校法人と介護者向け講座を開催した。	A	地域の課題について連携して事業実施ができたため。	地域の課題について、連携した事業等の実施が可能か調整していく。
⑪	★健康・スポーツ活動の支援の継続 ※他計画再掲	高齢者の健康増進及び生涯スポーツの推進に資することを目的として、高齢者がスポーツに親しむ機会を提供し、高齢者の親睦や社会参加、スポーツの普及・啓発を図ります。  <計画期間の目標> 大会参加者数 820人	生涯学習課	5月から7月に、15大会(開会式含む)の開催を予定しています。	大会期間令和7年5月5日～10月8日 大会数：14大会(開会式含む) 参加者数：489人(開会式含む)	B	目標値に達しなかったため、今後も適宜事業内容を見直し、中・高齢者の健康の維持・増進を図るため継続して実施する。	大会期間は、令和8年5月から9月とし、14大会(開会式含む)の開催を予定している。
⑫	文化学習事業の継続	各公民館において高齢者学級や各種講座を実施するとともに、自主グループの支援を行います。	公民館	次の事業を実施します。 ・高齢者学級(生きがい広場【本館】、けやき学級【貫井南分館】、シニアカレッジくりのみ【東分館】、みどり・朴の樹学級【緑分館】、はなみずき学級【貫井北分館】) ・介護サポーター講座【貫井北分館】 ・認知症カフェ【貫井北分館】 ・認知症座談会【貫井北分館】	高齢者学級(生きがい広場：15回延べ281人、けやき学級：11回延べ199人、シニアカレッジ・くりのみ：13回延べ226人、みどり・朴の樹学級：15回延べ295人、はなみずき学級：15回延べ379人) 突然はじまる介護に備えよう：3回延べ27人 きたまちカフェ：12回延べ190人 認知症介護の座談会：12回延べ59人	A	前年と比較し、一部参加人数、回数が減っている。これは当初予定回数は前年同様に計画したが、施設の臨時休館等により実施が困難となったためであり、事業は十分実施できたと考える。	高齢者学級(生きがい広場、けやき学級、シニアカレッジくりのみ、みどり・朴の樹学級、なんじゃもんじゃ学級)、突然はじまる介護に備えよう、きたまちカフェ、認知症介護の座談会

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑬	敬老行事等の継続	老人福祉法の基本理念に沿うよう、高齢者の長寿をお祝いすると共に、楽しいひと時を過ごしていただくための、敬老行事を実施します。また、99歳、100歳の方に対する高齢者記念品の贈呈を行います。	介護福祉課	(シニア元氣フェスタ) 長年に渡り、社会に貢献した高齢者の長寿をお祝いするため、小金井宮地楽器ホールを会場として、シニア元氣フェスタを開催します。式典の他、演芸の実施を予定しています。午前午後の2部制、事前申込、抽選の方式で実施します。  (高齢者記念品) 99、100歳の高齢者に対し、長寿のお祝いとして、記念品を贈呈します。	(シニア元氣フェスタ) 9/27に小金井 宮地楽器ホールを会場として実施。人気歌謡歌手等による演芸等を開催し好評を博し、長寿のお祝いに相応しい会となった。 来場者は992人。  (高齢者記念品) 99、100歳の高齢者に対し、長寿のお祝いとして、商品券を贈呈。100歳の高齢者のうち1人に対し、市長による自宅訪問を実施した。	A	長年に渡り、社会に貢献した高齢者の長寿をお祝いする目的で事業を実施しており、高齢者から好評を博し、老人福祉増進に資する取組となっている。また、介護福祉課の他、経済課及び消防署に協力をいただき各種事業のリーフレット等を配布しており、各種事業の案内など、市及び消防署の施策周知に対して一定の効果があつたものと考えている。	(シニア元氣フェスタ) 小金井 宮地楽器ホールを会場として、シニア元氣フェスタを開催する。式典の他、演芸を実施予定。午前午後の2部制、事前申込、抽選の方式で実施する。  (高齢者記念品) 99、100歳の高齢者に対し、長寿のお祝いとして、記念品を贈呈する。
⑭	おとしより入浴事業の継続	高齢者の憩いの場の提供及び健康の保持を目的とし、浴場組合が実施する無料入浴事業に対し補助を行い、65歳以上の高齢者と小学生以下の児童を対象に無料入浴の日を設け、世代を越えた交流の場を作ります。	介護福祉課	年7回の無料入浴デーとして、菖蒲湯(5月)、薬湯(8月)、敬老湯(9月)、銭湯祭り(10月)、柚子湯(12月)、朝湯(1月)、レモン湯(2月)を実施し、事業に係る経費を補助します。また、広報を通じて事業の啓発に努め、利用の促進を図ります。	年7回の無料入浴事業を実施。高齢者と子ども及び高齢者間の交流促進の場を提供することができた。 (令和7年度実績) 無料入浴日数：7日 利用者数：高齢者591人、小学生以下103人 合計694人	A	多数の市民が訪れ、世代間交流を図ることができたため。	年7回の無料入浴デーとして、菖蒲湯(5月)、薬湯(8月)、敬老湯(9月)、銭湯祭り(10月)、柚子湯(12月)、朝湯(1月)、レモン湯(2月)を実施し、事業に係る経費を補助する。また、広報を通じて事業の啓発に努め、利用の促進を図る。
⑮	高齢者いきいき活動事業の継続	高齢者いきいき活動推進員が中心となり、趣味、体操等、健康増進活動及びその他生きがい活動の講座を開催します。また、利用促進に向け、広報等の充実を図ります。	介護福祉課	講座内容や講座規模を工夫しつつ、趣味、体操、健康増進活動、各種講座等の高齢者の生きがい活動を推進するため事業を実施します。委託先の社会福祉協議会と連携し、広報等の充実にも取り組みます。	(令和7年度実績) 講座(56回) 受講者数(271人) 募集人数(290人)  参加率93パーセント	A	受講内容の充実をはかり、高齢者の生きがいの活動の支援に寄与することができた。	引き続き講座内容や講座規模を工夫しつつ、趣味、体操、健康増進活動、各種講座等の高齢者の生きがい活動を推進するため事業を実施する。委託先の社会福祉協議会と連携し、広報等の充実にも取り組む。
⑯	老人クラブ活動支援と活動場所の支援の継続	高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、活動を支援します。また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいの部屋」の利用を支援します。	介護福祉課	老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う、社会奉仕活動、健康を進める事業及び生きがい高める活動等を支援するため、補助金を交付します。また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいの部屋」を運営します。	(老人クラブ) 連合会補助金3,700,000円 老人クラブ(単位クラブ)補助金4,281,300円  (高齢者いきいの部屋) 市内老人クラブ6団体、その他30団体に活動会場の提供を行った。	A	事業を継続運営することによりある程度、高齢者の活躍の場の提供に寄与することができた。	引き続き老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う、社会奉仕活動、健康を進める事業及び生きがい高める活動等を支援するため、補助金を交付する。また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいの部屋」を運営する。
⑰	高齢者(いきいき)農園の継続 ※他計画再掲	農地所有者の方の協力を得て、60歳以上で耕作地を持たない高齢者の方に対し、高齢者(いきいき)農園事業を継続しながら、野菜や草花等の栽培・収穫を通じて高齢者の方の健康促進と仲間づくりを図ります。	経済課	農地所有者の協力のもと、引き続き高齢者農園事業を実施します。	農地所有者協力のもと、高齢者農園事業を継続実施。利用者更新のため、令和7年3月に抽選実施。  東町二丁目高齢者農園 60区画 中町二丁目高齢者農園 35区画	A	高齢者農園事業の継続により、高齢者農園がコミュニティの形成と健康促進の役割を果たしていると呼び込める。	農地所有者の協力のもと、引き続き事業を行っていく。利用期間満了のため、令和9年2月に利用者募集し3月に抽選を実施する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑮	★地域の居場所に対する支援の推進	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。  ＜計画期間の目標＞ 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していきます。「地域とつながる応援ブック」等を活用し、様々な機会を通じて、地域の居場所の周知を行っていきます。	第2層生活支援コーディネーターを中心に第2層協議体を開催し、居場所の活動を継続できる方法等について支援を行った。地域の居場所についてまとめた「地域とつながる応援ブック」を作成し、様々な機会を通じ積極的に周知を行った。  掲載居場所数：190か所	A	地域の居場所掲載数は目標を超え、概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していく。「地域とつながる応援ブック」を活用し、様々な機会を通じて地域の居場所の周知を行っていく。
基本施策(3) 高齢者の就労支援								
⑰	★シルバー人材センターへの支援の継続	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行います。また、各種事業に係る広報を支援し、会員に対する就業の場を提供できるよう支援を行います。  ＜計画期間の目標＞ 東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱に定める公益目的事業費のランク格付A	介護福祉課	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行うほか、会員増強の促進や就業率の向上を目指し、事業内容の広報支援を行います。	補助金を交付することで、働く意欲を持った健康な高齢者について、能力や知識・経験を活かした就労の場を確保し、社会参加の促進を支援した。  令和7年度補助金決定額 51,786,000円	A	東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱に定める公益目的事業費のランク格付Aとなったため。また、補助金の交付を行うことで、当該法人が安定して事業を運営できる環境を支援し、結果として、高齢者の就労の場確保と事業の拡充支援を図ることができた。	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行うほか、会員増強の促進や就業率の向上を目指し、事業内容の広報支援を行う。
⑳	「こがねい仕事ネット」における就労支援の継続	市が運営する就労支援サイト「こがねい仕事ネット」において、就労等に関する情報提供やセミナー等の情報提供を積極的に行い、高齢者の方を含めた就労支援を行います。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に、高齢者向けの就労支援セミナーや就職面接会等、就労等に関する情報を掲載します。	高齢者向け就労支援セミナー掲載件数：13件 高齢者向け面接会掲載件数：11件	A	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に各種セミナー、イベントの情報を掲載し、継続して高齢者向けの就労支援情報を周知することができた。	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に、高齢者向けの就労支援セミナーや就職面接会等、就労等に関する情報を掲載する。

## 第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 高齢者保健福祉施策に関する事業進捗状況評価表

### 基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり

・高齢者が住み慣れた地域のなかで、自立して安心して暮らしを続けることができるよう、介護保険以外の福祉サービスを含めて包括的に支援するとともに、認知症高齢者等への総合的な支援、在宅医療と介護との連携、相談体制の充実等を進めます。

・特に、認知症施策に関しては、今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、取り組みを進めます。

・また、複合的な課題を抱えた多様な介護者の存在にも目を向け、家庭における介護負担の軽減を図るため、介護者への支援の取り組みを進めます。

### ※ 「事業評価」の評価基準

- A… ほぼ事業内容を達成した。
- B… 改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した。
- C… 事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D… 未実施

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(1) 在宅生活支援の充実								
①	介護保険サービスの利用支援の継続	介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを利用できるよう、本人やその家族の方に対する情報提供・相談支援を充実します。引き続き、制度改正に則した介護保険パンフレットの配布やホームページでの周知等を行い、制度の理解を深めるための情報提供に努めます。また、利用者及び介護者のみならず、広く市民に対しても、介護保険制度を正しく理解していただくような情報提供に努めるとともに、地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	介護福祉課	<p>&lt;給付担当&gt; 市民や利用者に対して、介護保険の概要を記載した冊子や、市内の事業所一覧等を市の窓口や市内地域包括支援センターで配布するほか、市ホームページの充実を図ることで、介護保険サービスの利用について周知します。</p> <p>&lt;包括支援係&gt; 地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターについて、SNSも活用した周知を図ります。</p>	<p>&lt;給付担当&gt; 介護保険制度について、小金井介護教室に5回参加し、直接市民の介護保険パンフレットに基づく説明をしたり、ホームページの充実(事業所一覧の拡充等)により、更なる周知を図った。また、事業所に対して、物価高騰対策に係る補助金の交付を実施した。</p> <p>&lt;包括支援係&gt; 市報やイベント時に高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知を行った。また、各地域包括支援センターが公式LINE活用し、情報提供を行った。</p>	A	<p>&lt;給付担当&gt; 制度周知や補助金交付の取組により、市民及び事業所の利用支援を実施できたため。</p> <p>&lt;包括支援係&gt; 様々な機会を活用し、地域包括支援センターの周知を行うことができたため。</p> <p>&lt;包括支援係&gt; 様々な機会を活用し、地域包括支援センターの周知を行うことができたため。</p>	<p>&lt;給付担当&gt; 市民や利用者に対して、介護保険の概要を記載した冊子や、市内の事業所一覧等を市の窓口や市内地域包括支援センターで配布するほか、市ホームページの充実を図ることで、介護保険サービスの利用について周知します。</p> <p>&lt;包括支援係&gt; 引き続き、様々な機会を活用し、地域包括支援センターの周知を行う。</p>
②	★生活支援に資する高齢者福祉サービスの継続	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。特にニーズの高い配食に関しては、多様なメニューや介護食への対応等、より安定した事業運営が図れる方法へ移行します。	介護福祉課	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。配食に関しては、既存の配食サービスに加えて、民間配食事業者への委託を試験的に実施するとともに、既存配食サービス利用者の新サービスへの移行準備を行います。	おむつ登録者数：57件 寝具乾燥登録者数：115件 日常生活用具給付：37件 大掃除等：44件  配食に関しては、民間配食事業者への委託を令和7年10月から試験的に実施するとともに、既存配食サービス利用者の新サービスへの移行準備を行った。	A	在宅支援に関する必要なサービスの提供に努めており、必要な方々に給付ができていると考えている。また、民間配食事業者への委託については、既存配食サービス利用者への移行など、令和8年度からの実施に向けての必要な準備を着実に進めることができた。	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。配食に関しては、民間配食事業者への委託による新サービスを実施する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
③	高齢者等の移動・移送手段の確保の継続 ※他計画再掲	主に鉄道駅及び路線バスのバス停から一定距離がある公共交通不便地域においてCoCoバスを運行し、高齢者の方の通院等の際の移動を支援します。また、福祉有償運送等の移送サービスを実施しているNPO法人等の支援をします。	交通対策課・自立生活支援課	【交通対策課】 地域公共交通計画（令和7年度～令和14年度）の着実な推進に努めます。また、全国的に深刻となっている運転士不足を理由とした交通ネットワーク再編事業について令和6年度末から取り組んでおり、引き続き検討を重ねて市内の路線バス・CoCoバスの適切な運用及び効率化を図ります。	交通ネットワーク再編事業について、協議会を4回、部会を4回、地域懇談会を2回、オープンハウスを1回開催し、持続可能な運行形態の検討を進めてきた。 CoCoバスだよりを5回（10号～14号）を発行し利用促進に努めた。	A	計画に定めている施策・事業について推進する中、主に持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に力を入れて進めた。市南部（中町循環・東町循環）の再編案のバブコメを実施し方向性を決定した。 CoCoバスだよりは高齢者にも分かりやすい、知りたい記事掲載し、手に取りやすい車内や回数券販売店等で配布した。	引き続き交通ネットワーク再編事業に取り組み、市北部の再編案及び運賃改定について、地域懇談会・オープンハウス等の意見聴取の場を設定し、バブリックコメントを経て令和9年4月の変更に向けて準備を行う。
				【自立生活支援課】 引き続き、多摩地域福祉有償運送運営協議会へ加盟することによって他市における福祉有償運送の情報を市内事業所へ提供し、運営を支援します。	多摩地域福祉有償運送運営協議会に加盟し、運営を支援した。	A	予定どおり実施できたため。	引き続き、多摩地域福祉有償運送運営協議会へ加盟することによって他市における福祉有償運送の情報を市内事業所へ提供し、運営を支援します。
④	★地域包括支援センターの機能強化（充実）	地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に提供できる体制の構築のため関係機関と連携して関連事業を推進します。 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、生活に関する身近な相談先として地域包括支援センターの更なる周知を行います。 事業の評価については、国が実施するセンターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果を活用します。事業評価の向上に向け、適宜センター管理者と打ち合わせを行い、全体の機能強化を図れるよう事業計画の策定等を行います。  <計画期間の目標> (1)地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果 事業評価結果の向上（前年度比） (2)地域包括支援センター認知度 65.0%	介護福祉課	引き続き、市と地域包括支援センターの管理者で定期的に打合せを行い、各地域包括支援センターで課題となっていることのすり合わせや情報共有により業務調整等を図り、機能強化が図れるよう努めます。	市と地域包括支援センター管理者が定期的に打ち合わせを行い、課題となっていることのすり合わせや情報共有により業務調整を図り、センターの業務負担軽減となるよう努めた。 また、介護福祉課で開催する事業等様々な機会を通じて地域包括支援センターの周知を行った。	A	概ね予定どおり実施できたため。	引き続き市と地域包括支援センターの管理者で定期的に打ち合わせを行い、業務調整を図り、センターの機能強化が図れるよう努める。
⑤	自立支援住宅改修給付及び相談事業の継続	住宅改修について、介護保険の住宅改修事業と自立支援住宅改修給付事業（介護保険外）の連携を図り、在宅高齢者の住宅環境の整備を支援します。 住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供を行うことで、使いやすい制度となるよう、広報、ホームページの改善を行います。 また、適切な住宅改修ができるよう、一級建築士等が訪問や面接等により、住宅改修の相談・助言を行います。	介護福祉課	引き続き自立支援住宅改修給付事業及び住宅改修相談事業を実施します。 自立支援住宅改修給付事業については、住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供のため、普及啓発に努めます。	（自立支援住宅改修給付事業） 合計15件（設備給付：浴槽の取替え13件、便器の洋式化2件）  （住宅改修相談事業） 住宅改修相談の実施曜日が祝日の場合に代替日を設け、毎月6回の相談窓口を用意することで、相談する機会の確保に努めた。	A	高齢者福祉のしおり等をはじめとした各媒体での周知を行った。当該事業の他に、介護保険の住宅改修制度を単独または併用して利用する方も大勢おり、必要な方々に給付ができていていると考えている。	引き続き自立支援住宅改修給付事業及び住宅改修相談事業を実施する。 自立支援住宅改修給付事業については、住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供のため、普及啓発に努める。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度				令和8年度
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑥	家具転倒防止器具等取付の継続	65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者の方のみの世帯の家屋に、家具転倒防止器具を取り付け、災害時の防災・減災対策を支援します。	介護福祉課	引き続き65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者のみ世帯に対して、家具転倒防止器具取付事業を実施します。広報の一環として、各種イベント等においてチラシを配布するなど、普及啓発に努めます。	家具転倒防止器具取付件数3件	B	市報、ホームページ及び各種イベント等での周知を行うなど普及啓発に努めたが、昨年度実績と比較して、14件減となった。	引き続き65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者のみ世帯に対して、家具転倒防止器具取付事業を実施する。また、広報の一環として、各種イベント等においてチラシを配布するなど、普及啓発に努める。
⑦	☆補聴器購入費助成事業の実施	聴力機能の低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促すことを支援します。	介護福祉課	加齢性中等度難聴高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	補聴器助成件数：72件	A	補聴器の購入に要する費用への助成により、聴力低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対する支援を実施した。	加齢性中等度難聴高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。
⑧	☆高齢者訪問理容・美容事業の実施	身体的状況により、自身で理容店・美容店に出向くことが難しい高齢者に対して、自宅で調髪を行う事業を実施します。	介護福祉課	市の総合的な判断により、令和6年度の予算化（事業の実施）は見送ることとなった。引き続き、他市実施状況等を参考に、実施に向けた調査・検討を進めていきます。	身体的状況により、自身で理容店・美容店に出向くことが難しい高齢者を対象とした訪問理容サービス事業を実施するため、制度設計等の準備を行った。	A	訪問理容サービス事業については、令和8年度からの実施に向けての必要な準備を着実に進めている。	令和8年10月からの訪問理容サービス事業開始に向けて準備を行います。
⑨	高齢者住宅の管理・運営及び公営住宅等の情報提供の継続 ※他計画再掲	現在、借り上げを行っている高齢者住宅については、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者が困窮しないよう住宅の確保に努めます。また、都営住宅等の情報を適切に提供していきます。	まちづくり推進課	現在、借り上げを行っている高齢者住宅について、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者の方が困窮しないように住宅の確保に努めます。	・民間住宅、UR住宅を借上げ、5箇所146戸を管理 ・グリーントウン、ほかの高齢者住宅の管理人による安否確認等を実施 ・住宅設備として、冷房、暖房便座、手すりの設置	A	管理人、委託事業者による安否確認を継続して行う等、適正な管理・運営を実施している。	現在、借り上げを行っている高齢者住宅について、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者の方が困窮しないように住宅の確保に努める。
⑩	高齢者の新たな住まいと住まい方（継続）	高齢社会の進展と併せ、ニーズが高まる高齢者の方の新たな住まいと住まい方について、サービス付き高齢者向け住宅等も含めて検討を進めます。また、介護保険を適用できる居住系・宿泊系サービスのうち、地域密着型サービスについて更なる制度周知や空き状況の公表等の取り組みを進めます。	まちづくり推進課・介護福祉課	【まちづくり推進課】 都のサービス付き高齢者向け住宅整備事業において、都からの依頼に応じて、市区町村間与手続きを行います。	設置依頼0件	D	都のサービス付高齢者向け住宅整備事業において、区市町村間与手続きの依頼がなかった。	都のサービス付高齢者向け住宅整備事業において、区市町村間与手続きを行う。
			介護福祉課	【介護福祉課】 居住系・宿泊系サービスについて、地域密着型サービスの空き状況を公表するほか、介護保険の案内冊子やホームページを活用して周知し、利用を促進します。	令和8年3月に住宅型有料老人ホームが開設された。 また、ホームページを活用し、居住系・宿泊系の地域密着型サービスについて空き状況を含めた制度周知を実施した。	A	住宅型有料老人ホームの新規開設ほか、一定の制度周知を実施できたため。	居住系・宿泊系サービスについて、地域密着型サービスの空き状況を継続して公表するほか、第10期計画に係る施設開設の相談に対応します。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度				令和8年度
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑪	☆市民ニーズを踏まえた地域密着型サービス事業所整備の実施	夜間の介護サービスや24時間365日の在宅生活の支援を充実することで、自宅での生活を継続しながら安心して介護が受けられるよう、地域密着型サービス事業所（夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）を検討・整備します。	介護福祉課	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（夜間も含めた24時間対応の訪問介護・訪問看護）について、運営法人やケアマネジャーと連携して利用者の円滑な利用を促進します。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、運営法人と運営方法について、密に連携し、利用者の円滑な利用を促進したほか、ホームページにて利用状況を公表した。	A	市民及び事業所の利用支援を実施できたため。	運営法人やケアマネジャーと連携して、引き続き利用者の円滑な利用を促進します。
⑫	介護者の負担軽減の推進	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を事業所に委託し実施します。  引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行います。また、近年事業利用についての相談が増えているため、受け入れ施設の増加についても調整を行います。	認知症高齢者を介護している家族等が様々な思いや状況等を共有できる場として、認知症高齢者を支える家族の集い、家族介護支援継続支援事業を実施した。「認知症高齢者を支える家族の集い」参加者54人 介護者等の急病や急用等により特別短期生活介護事業（緊急ショートステイ）が必要な方について、地域包括支援センターや地域の介護支援専門員等からの相談により、利用の調整等を行った。 利用 16件	B	介護者家族会の実施により介護者の負担感や感じていること話す場の提供により介護者の負担軽減に努めることができた。	認知症高齢者の介護家族の負担軽減に資するため本事業を実施する。  引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できないときに、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行う。
基本施策(2) 認知症施策の更なる推進								
⑬	★認知症の理解促進（推進）	認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、市民向けの認知症講座の実施や、小中学生への認知症サポーター養成講座である「キッズ認サポ」等を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を図ります。また、既存の催し等を活用した、認知症の理解促進に係る講演会等による普及啓発も行います。併せて、若年性認知症の方やその家族の方を支援するため、理解促進に努めるとともに、相談窓口等の広報を実施します。  <計画期間の目標> 認知症サポーターの累計養成者数 10,000人	介護福祉課	令和7年度においても同様に各包括支援センター等の運営により小中学生を含む若年層などあるゆる年齢階層に対して認知症の理解度の向上に資する研修会を実施します。また、関係機関との連携をより深め、若年層等への幅広い周知及び講座を実施します。	認知症サポーター養成講座は、市内小中学校への講座を継続実施できた。全受講者854人中、小学校5校639人、企業等、その他（一般市民等）175人、市職員40人となった。	A	認知症サポーターの累計養成者数の目標は達成しているが、引き続き高齢者の介護を担う世代へ向けての周知を図るとともに、関係機関との連携をより深め、さらに小中学校児童・生徒を含む若年層等幅広い周知及び講座実施を図る。	令和8年度も市との連携のもと各包括支援センター等の運営により小中学生を含む若年層などあるゆる年齢階層に対して認知症の理解度の向上に資する研修会を実施する予定である。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
14	認知症の相談・支援体制の充実	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援、認知症の方やその家族の方を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うため、認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	認知症検診の受診票にケアパスを同封するとともに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と推進員とで月に1回認知症関連事業に関する協議を行います。	各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と月に1回認知症関連事業に関する協議を行った。 また、認知症検診の受診票に「認知症安心ガイドブック」(ケアパス)を同封し普及啓発を図るとともに窓口にも配架し普及啓発を実施した。	B	認知症の症状、及び認知症に関するあらゆる相談窓口の周知についての普及啓発を実施した。	令和8年度においても認知症への普及啓発を実施する。特に認知症基本法に基づく「新しい認知症観」への理解、普及啓発を認知症サポーター養成講座等の機会を通じて行う。毎月1回の認知症地域支援推進委員連絡会においては、認知症関連事業に関することや、チームオレンジ、認知症カフェの運営状況の確認など課題・情報の共有等を行う。
15	認知症連携会議の継続	医療・介護関係者による事例検討、研修等の機会を設け、認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る研修等を実施します。	医師会と連携により、事例検討等を交えた多職種の連携強化を図るため、認知症連携会議を実施し、30人が参加した。	B	認知症のある人の初期集中支援対象の事例をもとに医療・介護・看護等多職種の意見交換、情報共有が実施できたことにより、それぞれの職種・分野での適切な対応、また連携を強化し支援するという意識の啓発ができた。	令和8年度も引き続き認知症の事例をもとに事例検討会を実施する。初期集中支援事業対象者のみならず、認知症のある人の支援対象者の事例などの共有も検討を行う。
16	認知症の早期診断・早期対応の充実	認知症が疑われるものの、医療・介護等の安定的な支援を受けていない方に対し、認知症サポート医が含まれることを特徴としたチームで訪問を行う認知症初期集中支援事業を実施します。 本人や家族等が気軽に早期発見等につなげられるように、パソコン等から簡単に認知症のチェックを行える「認知症チェックサイト」の普及啓発を図ります。	介護福祉課	認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、MC Iを含めた早期発見・早期対応を図るため、認知症検診事業を実施します。 なお、今年度から50代60代の対象を拡大します。 認知症が疑われるものの医療につながらない方へ医師等を派遣する認知症初期集中支援事業を引き続き実施します。 また、昨年度から都事業として、地域包括支援センターと連携して活動ができる認知症サポート医を「オレンジドクター」と認定し周知する事業が始まったため、オレンジドクターとの連携を通じて、認知症対応力の向上を図ります。 さらに、市ホームページ等に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」、「認知症簡易チェックサイト」を掲載し、普及啓発を図ります。	認知症が疑われるものの医療等の支援を受けていない対象者1件について、専門職によるチームで訪問し、支援を行った。 また、認知症検診事業を実施し、対象者11、811人に対し、36人が受診した。 さらに、市ホームページに認知症簡易チェックサイトについて掲載し、13、108件のアクセスがあった。	B	認知症検診については70歳代の対象への受診券送付、市報、ホームページでの広報、関係機関等への働きかけにより周知を行った。若年性認知症の普及啓発の意義を込め対象を50歳代の者にも拡大をした。認知症簡易チェックサイトの利用については例年どおりのアクセスが確認できた。	認知症検診は引き続き実施するが、受診率について課題があるため、検診の周知方法の再検討、また他市の事例を踏まえ受診率向上についての方策を検討・実施する。認知症の発症年齢が様々ある状況から令和8年度は80歳代以降も含め50歳代以上の市民を対象として実施をする。認知症の普及啓発のため認知症簡易チェックサイトは引き続き実施する。
17	☆チームオレンジの整備(実施)	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課	市内各所で認知症カフェを開催し、順次チームオレンジとして位置づけ、事業の安定的運営を目指します。	市内包括支援センター4圏域に各1か所のチームオレンジを立ち上げ適切に運営をおこなった。	A	認知症及びその家族が自由に参加でき、ボランティアを中心に各包括支援センターとの連携のもと自主的に運営されていることが確認できたため。	チームオレンジの安定的運営をボランティアを中心にを行い認知症当事者、家族が気軽に立ち寄れる場所としての位置づけを確立する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
18	★地域の居場所づくり(認知症カフェ等)の充実	市内関係機関と連携を図り、認知症カフェ等の新設の検討や継続支援等を通じて、認知症の方と家族の方の居場所づくりを行います。 〈計画期間の目標〉 認知症カフェ等の開催場所数 11か所	介護福祉課	各包括支援センターの圏域において実施している認知症カフェは、おおむね安定的に運営されていることから、さらに増設に向けて検討を行います。	各圏域において、地域包括支援センターが主体となって適切に認知症カフェを運営できるような支援を行った。市において認知症カフェの開催場所等について周知を図った。認知症カフェ等の開催場所数 10か所	B	各圏域において、地域包括支援センターが主体となって認知症カフェを運営した。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座受講者に対してカフェの実施、協力について周知した。	認知症カフェは各包括支援センターの圏域において概ね安定的に運営されているが、さらに増設に向けての検討と認知症当事者を含め気軽に立ち寄り安心して相談できる場所として適切に運営できるよう支援する。
19	やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援活動)の充実	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア(やすらぎ支援員)が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	軽度の認知症状のある高齢者への訪問を49回実施した。	B	訪問による傾聴活動を実施し、認知症の当事者、家族介護の負担軽減につなげた。またやすらぎ支援員の連絡会を開催し、訪問事業の促進、課題等について意見交換、情報・課題共有を実施した。	引き続き訪問による傾聴活動を実施し、認知症のある当事者、家族介護の負担軽減につなげていくよう事業を実施する。
20	徘徊高齢者の探索事業の継続	認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。 また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き対応します。 さらに、市内商店と連携し、行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における探索協力体制の強化を図ります。	介護福祉課	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与します。  行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施します。	徘徊探索機器の貸与：10件 見守りシール利用者数：20人 探索模擬訓練：年3回	A	徘徊する高齢者を介護する家族のニーズに応え、徘徊探索機器の貸与に努めることができた。見守りシール事業も、着実にアプリダウンロード数が増え、普及啓発が進んでいる。	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与する。  行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施する。
2-12	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。 認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。 また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。 介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を事業所に委託し実施します。  引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行います。また、近年事業利用についての相談が増えているため、受け入れ施設の増加についても調整を行います。	認知症高齢者を介護している家族等が様々な思いや状況等を共有できる場として、認知症高齢者を支える家族の集い、家族介護継続支援事業を実施した。「認知症高齢者を支える家族の集い」参加者54人	B	家族介護者の会の実施により介護者の負担感や感じていることを話す場の提供により介護者の負担軽減に努めることができた。	認知症高齢者の介護家族の負担軽減に資するため本事業を実施する。
基本施策(3) 在宅医療と介護の連携の推進								
21	医療資源マップの充実	医療資源を調査し、医療資源マップとしてまとめ、情報を必要とする市民や、関係機関に配布し普及啓発を図ります。	介護福祉課	引き続き同マップの配布・周知に努めます。	医療マップの活用、周知徹底を公共施設への配架、関係機関への配布により行った。	B	関係機関の協力のもと必要に応じた配布、周知を行った。	令和8年度において情報の更新、内容の改定を行い、医療・介護等多職種間の情報共有を行う。
22	在宅医療・介護連携支援室の充実	医療・介護関係者を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、多職種が参加する研修等を実施することにより、連携の促進を図ります。	介護福祉課	引き続き、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、在宅医療・介護連携に関する研修等及び関係機関の情報共有に関する研修を開催します。	医療職・介護職の連携を図り適切な現場での支援の実現のため各職種からの相談窓口として在宅医療・介護連携支援室を設置し運営を行った。医療職、介護職の橋渡しの機能を担った。	B	在宅医療・介護連携支援室による相談窓口の運営を適切に行った。また支援室を中心に医療・介護等各職種間の連携、情報共有、資質向上を目的とした各種研修会を8回実施した。今年度はグループワークを伴う研修会も開催し、医療・介護専門職の参加により「顔の見える関係」が構築でき円滑な連携が促進された。	市とも連携し、在宅医療・介護連携支援室による相談業務を引き続き実施する。医療・介護の円滑な連携に資する各種研修会を令和7年度の実施状況も踏まえ引き続き実施する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度				令和8年度
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
23	☆在宅医療・介護連携推進に関する検討の実施	在宅医療・介護連携推進会議や、同会議に設置された4部会(※)において、部会に応じた課題の検討や、多職種連携研修等の企画・実施等を通じて、在宅医療・介護連携を推進します。 ※日常療養・多職種連携研修部会、入退院支援部会、急変時対応・看取り支援部会、ICT連携部会	介護福祉課	今年度も引き続き課題があるため各部会を中心に協議、意見交換を実施します。	在宅医療・介護連携推進会議を2回、その下での課題別各部会を累計13回実施した。	B	各部会においてそれぞれの課題の共有、情報共有を実施した。特に入退院支援部会においては、入退院支援に関わる各職種の動きを示したフロー図を作成し、ICT連携部会においては、医療・介護職の円滑な連携に資するICTの活用方法にかかる研修会の企画、運営を行うなど各部会ともに課題解決に向けた方向性を示すことができた。	令和8年度についても在宅医療・介護連携推進会議及び各部会において、医療・介護の連携の課題等に引き続き協議を行い課題解決に向けた方向性への検討を行う。
24	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の充実	在宅医療・介護連携に関する講演会、在宅療養に関するリーフレットの配布等を実施し、市民に対する普及啓発を行います。	介護福祉課	引き続き講演会や在宅療養に関するリーフレット等を活用し、在宅医療・介護連携について普及啓発を行います。	在宅療養に関するリーフレット「住み慣れた街に住み続けるために」を様々な機会をとおして配布、または公共施設、地域包括支援センターを通じて配架、周知に努めた。	B	お元気サミット・未来介護フェスでは在宅医療・介護連携にかかる講演会を実施、パンフレットも配布し、市民への普及啓発を行った。	令和8年度も在宅療養に関するパンフレットを配布、配架し普及啓発を行う。お元気サミット・未来介護フェスにおいても引き続き在宅医療・介護連携事業の普及啓発のための講演会等を実施する。在宅医療に関するパンフレットについては在宅医療・介護連携推進委員会、関係部会での検討により見直しを行う。
25	★ACP(人生会議)等の普及啓発の充実	在宅医療・介護連携においてACPに係る研修等を実施し、関係者間での理解促進に努めます。 また、市民向けにも在宅での看取りの周知等を通じて、既存の催し等を活用したACPの普及啓発を図ります。  <計画期間の目標> 関係者・市民向け講演会等回数 3回	介護福祉課	医療・介護関係者に対し、看取り等を通じたACPにかかる研修を実施します。 また、地域のイベント等に専門職を派遣し、看取りに関するパンフレットを活用しながらの講演を行い、市民に対する普及啓発を図ります。	医療・介護従事者向けの研修会を開催し47名の参加があった。看取りに関するパンフレットを各医療機関、関係機関、市窓口等にて配布し普及啓発を実施した。	B	看取りパンフレットの配布や各種講演会等での配布により周知に努めた。	令和8年度もパンフレットの配布、関係機関等との連携により講演会の開催等の機会を通じて周知に努める。
基本施策(4) 生活支援体制整備の推進								
26	★地域課題検討の協議の充実	第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。 圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。 第1層協議体では、第2層協議体での検討内容等を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。	介護福祉課	引き続き各圏域で第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組みます。	第2層生活支援協議体で地域の課題として「孤立・孤独防止のための地域参加について」引き続き第1層生活支援協議体で検討し、地域参加した方の講演と地域の活動団体の紹介の場を開催し、広く周知を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き各圏域で第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組む。
27	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関係する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	引き続き各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと連絡を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える化等行っていきます。	市と各地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーターで毎月連絡会を行い、地域資源の共有等を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き市と各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターで連絡会を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える化等行っていく。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
1-18	★地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。  <計画期間の目標> 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していきます。 「地域とつながる応援ブック」等を活用し、様々な機会を通じて、地域の居場所の周知を行っていきます。	第2層生活支援コーディネーターを中心に第2層協議体を開催し、居場所の活動を継続させる方法等について支援を行った。 地域の居場所についてまとめた「地域とつながる応援ブック」を作成し、様々な機会を通じ積極的に周知を行った。  掲載居場所数：190か所	A	地域の居場所掲載数は目標を超過、概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していく。
基本施策(5) ケアラー（介護者）への支援の推進								
20	☆庁内の横断的な連携体制の構築 (実施)	ヤングケアラーや多世代・経済的な問題を抱える介護者への支援等、複合的な課題を抱える介護者支援のため、福祉総合相談窓口と地域包括支援センターの連携強化等、円滑な支援のための体制整備に努めます。	介護福祉課・地域福祉課	【介護福祉課】 関係する機関等と積極的に連携し、適切な支援ができるよう努めていきます。  【地域福祉課】 支援関係機関の連携等により、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える方やその世帯に対する適切な支援を行い、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図ります。	高齢部門のみでの対応が困難な事例等について、子ども家庭センターや福祉総合相談窓口等関係する部署と連携し支援を行った。  重層的支援体制整備事業の委託先への伴走支援を行いつつ、支援会議を4回実施し、複雑化・複合化した課題に対して各関係機関と連携して支援を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。  重層的支援体制整備事業の初年度として、支援会議における市直営部分と委託部分における事業の整理を行いながら、関係機関と連携して支援することができた。	関係する機関等と積極的に連携し、適切な支援ができるよう努めていく。  引き続き、支援関係機関の連携等により、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える方やその世帯に対する適切な支援を行い、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図ります。
2-12	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。 介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を事業所に委託し実施します。  引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行います。また、近年事業利用についての相談が増えているため、受け入れ施設の増加についても調整を行います。	認知症高齢者を介護している家族等が様々な思いや状況等を共有できる場として、認知症高齢者を支える家族の集い、家族介護継続支援事業を実施した。 「認知症高齢者を支える家族の集い」参加者54人 介護者等の急病や急用等により特別短期生活介護事業（緊急ショートステイ）が必要な方について、地域包括支援センターや地域の介護支援専門員等からの相談により、利用の調整等を行った。 利用 16件	B	介護者家族会の実施により介護者の負担感や感じていること話す場の提供により介護者の負担軽減に努めることができた。  引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できないときに、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行う。	
2-17	☆チームオレンジの整備（実施） ※本計画再掲	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課	市内各所で認知症カフェを開催し、順次チームオレンジとして位置づけ、事業の安定的運営を目指します。	市内包括支援センター4圏域に各1か所のチームオレンジを立ち上げ適切に運営をおこなった。	A	各包括支援センター圏域においてチームオレンジが立ち上がりそれぞれボランティアを中心に各包括支援センターとの連携のもと自主的に運営されていることが確認できたため。	引き続きチームオレンジがボランティアを中心に各圏域において適切に活動できるよう支援する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
2- ⑱	やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実 ※本計画再掲	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	訪問による傾聴を49回実施した。	B	訪問による傾聴による傾聴により生活状況の把握、各関係機関との連携を図った。	引き続き訪問事業により認知症高齢者本人、介護家族への負担軽減、支援を行う。

### 第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 高齢者保健福祉施策に関する事業進捗状況評価表

#### 基本目標3 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成

・高齢者の権利が擁護され、地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、地域で互いに支え合う人材育成や仕組みづくりを推進します。また、地域住民の支えあいや助け合いが自然に生まれる地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指します。

※ 「事業評価」の評価基準

- A… ほぼ事業内容を達成した。
- B… 改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した。
- C… 事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D… 未実施

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
<b>基本施策(1) 地域づくりの推進</b>								
1-18	★地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。  <計画期間の目標> 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していきます。「地域とつながる応援ブック」等を活用し、様々な機会を通じて、地域の居場所の周知を行っていきます。	第2層生活支援コーディネーターを中心に第2層協議体を開催し、居場所の活動を継続できる方法等について支援を行った。地域の居場所についてまとめた「地域とつながる応援ブック」を作成し、様々な機会を通じ積極的に周知を行った。  掲載居場所数：190か所	A	地域の居場所掲載数は目標を超え、概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していく。「地域とつながる応援ブック」を活用し、様々な機会を通じて地域の居場所の周知を行っていく。
2-26	地域課題検討の協議の充実 ※本計画再掲	第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。第1層協議体では、第2層協議体での検討内容を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。	介護福祉課	引き続き各圏域で第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組みます。	第2層生活支援協議体で地域の課題として「孤立・孤独防止のための地域参加について」引き続き第1層生活支援協議体で検討し、地域参加した方の講演と地域の活動団体の紹介の場を開催し、広く周知を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き各圏域で第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組む。
2-27	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関係する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	引き続き各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと連絡を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える化等行っていきます。	市と各地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーターで毎月連絡会を行い、地域資源の共有等を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き市と各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターで連絡会を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える化等行っていく。
<b>基本施策(2) 高齢者の見守り支援の充実</b>								
1	救急通報システム機器の貸与の継続	【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、緊急時における早期の安否確認、及び救急要請する事業を実施します。  【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行う事業を実施します。	介護福祉課	【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、システムによる24時間見守りを行います。  【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行います。  なお、両事業とも、認知度向上に向け、包括支援センターとの連携、広報の工夫など、利用者及び家族への周知拡大に取り組めます。	救急代理通報装置貸与件数：50件 住宅火災直接通報装置貸与件数：1件	A	救急代理通報装置及び住宅火災直接通報装置を貸与することにより、健康に不安のある高齢者の在宅生活の維持に寄与した。	【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、システムによる24時間見守りを行う。  【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行う。  なお、両事業とも、認知度向上に向け、包括支援センターとの連携、広報の工夫など、利用者及び家族への周知拡大に取り組む。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
②	高齢者地域福祉ネットワーク事業の推進 ※他計画再掲	地域の相談役として市民の方と行政、関係機関との橋渡しの役割を担う民生委員・児童委員が、対象者本人の意思確認の上作成した、個人情報や家族の方の緊急連絡先等が記載された個人票をもとに、市が対象者の方の緊急連絡先を把握し、必要に応じて、関係機関等へ情報提供を行い、情報共有を図ることで、高齢者の方の実態把握や見守り、支援の協力体制をつくります。	地域福祉課・介護福祉課	【地域福祉課】 75歳及び80歳の高齢者に福祉情報の提供民生委員の啓発をします。  【介護福祉課】 民生委員の訪問による実態把握がスムーズに行えるよう必要な情報提供等を行います。	近隣関係者と協力し本人をめぐるネットワークを民生委員と構築し、見守り支援体制の整備を図った。  民生委員による訪問の際に高齢福祉に関する情報提供を行い、地域の見守り支援体制整備を図った。	B  A	75歳及び80歳の1人暮らし世帯を訪問し、「高齢者福祉のしおり」等、高齢者福祉に関する資料を配布するとともに、地域の高齢者の実態調査を行った。  概ね予定どおり事業実施できたため。  民生委員の訪問がスムーズに行えるよう必要な情報提供と事業周知を行う。	
③	★高齢者見守り支援事業の推進	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を実施します。 また、ICTを活用した見守り事業について、検討します。  <計画期間の目標> ひと声訪問新規申込件数 16件	介護福祉課	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を行う事業を実施します。 また、ICTを活用した見守り事業の検討を引き続き行います。	ひと声訪問牛乳支給本数：14,700本、111世帯 ひと声訪問新規申込件数：14件 友愛活動員：6人、利用者数：9人 福祉電話設置件数：10件	A	ひと声訪問の新規申込件数は目標値に達しなかったものの、友愛活動や高齢者福祉電話の貸与等、利用者のニーズに合わせたひとり暮らし高齢者等の見守り支援を行った。また、ICTを活用した見守り事業については、令和8年度からの実施に向けての必要な準備を着実に進めている。	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を行う事業を実施する。また、ICTを活用した見守り事業については、令和8年10月からのサービス開始に向けて準備を行います。
④	避難行動要支援者支援体制の充実 ※他計画再掲	災害時等に自力で避難することが困難で、家族の方等の支援を受けられない高齢者の方等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えた地域の協力体制づくりのために必要な情報として、市の関係部署、消防署、民生委員・児童委員等関係機関と共有します。 また、避難行動要支援者の方に対して、地域の方に「支援者」となってもらい、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすためのモデル地区事業を実施しており、このモデル地区事業の推進を通じ、支援体制のさらなる充実を図り、個別避難計画策定につなげます。	地域福祉課	引き続き、個別避難計画の作成推進に向け、協力事業者への働きかけや、新たな作成方法の検討を行います。 福祉避難所については、施設ごとの管理運営体制の整備を図ります。	新規で避難行動要支援者名簿の対象となる方に対して申請書等を送付するなど、支援体制の整備を図った。 また、令和7年度より、新たに相談支援事業所と連携して個別避難計画の策定を行った。 さらに、改定した福祉避難所設置・運営マニュアルの周知を図った。	B	個別避難計画の策定について新たな取組を実施したことに加え、当該マニュアルの周知により、福祉避難所の運営体制の理解促進が図られたため。  引き続き、個別避難計画の作成推進に向け、協力事業者への働きかけや、新たな作成方法の検討を行います。 福祉避難所については、施設ごとの管理運営体制の整備を図ります。	
⑤	★事業者との連携による見守りの推進	地域から孤立しがちな高齢者が、安心して暮らせる地域社会の構築のために、民間事業者等と連携し、見守りが必要な高齢者の発見や安否確認に努めます。市内の商店等に協力を依頼し、見守り協定をより地域性の高いものにします。 また、既存の協定締結事業者への情報提供及び事業者間の情報交換等を目的に定期的に連絡会を開催します。 【主な締結事業者】 介護関連、金融機関、生協、ライフライン、小売、清掃、交通・運輸、配食、商店会、新聞販売同業組合、水道局、郵便局、浴場組合、社協、シルバー人材センター、老人クラブ連合会、その他自営等  <計画期間の目標> 協定事業者数（累計事業者数）80事業者	介護福祉課	民間事業者と協定締結を行い、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の構築を推進します。 また、協定締結事業者との連絡をとれるよう、「見守り通信」を作成し、発送します。	新規協定締結事業者数：4事業者 累計事業者数：82事業者 見守り通信の発行：1回	A	例年同様に民間業者と協定締結を行い、高齢者等の見守り体制の構築を行った。	民間事業者と協定締結を行い、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の構築を推進する。 また、協定締結事業者との連絡をとれるよう、「見守り通信」を作成し、発送する。
2-⑩	徘徊高齢者の探索事業の継続 ※本計画再掲	認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。 また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き対応します。 さらに、市内商店会と連携し、行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における探索協力体制の強化を図ります。	介護福祉課	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与します。  行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施します。	徘徊探索機器の貸与：10件 見守りシール利用者数：20人 探索模擬訓練：年3回	A	徘徊する高齢者を介護する家族のニーズに応え、徘徊探索機器の貸与に努めることができた。 見守りシール事業も、着実にアプリダウンロード者数が増えており、普及啓発が進んでいる。	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与する。  行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
2 ②	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	引き続き各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと連絡を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える化等行っていきます。	市と各地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーターで毎月連絡会を行い、地域資源の共有等を行った。	A	概ね予定とおり事業実施できたため。	引き続き市と各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターで連絡会を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える化等行っていく。
⑥	☆災害時に備えた介護サービス事業者との連携(実施)	災害の発生時に、災害時協定等に基づいて利用者の安否確認等が円滑に行われるよう、連携に必要な体制整備を図ります。	介護福祉課	災害時協定等に基づき、発災時の安否確認や避難誘導などを実施する上での具体的な取組を小金井市介護事業者連絡会と協議します。	災害時協定未加入事業所に対しては協定の説明を行い、体制の整備を行った。 また、福祉避難所となっている法人の研修に参加し、令和6年8月の台風接近時において、本協定に基づき事業所経由で安否確認を実施した事案の説明を行った。	B	一部事業所への周知を進められたため。	災害時協定等に基づき、発災時の安否確認や避難誘導などを実施する上での具体的な取組を小金井市介護事業者連絡会と協議します。
基本施策(3) 権利擁護の推進								
⑦	★消費者被害の未然防止の推進	高齢者及び高齢者の周囲の方(見守り協力者)向けに消費者講座を開催し、悪質商法の最新手口や対処法についての周知や注意喚起を行います。また、地域包括支援センター、介護サービス事業所、市介護福祉課及び消費生活相談室等の関係機関が協力体制を構築し、高齢者の消費者被害防止を図ります。  <計画期間の目標> 講座参加者数 1,205人	介護福祉課・経済課	【介護福祉課】 経済課、地域包括支援センターと連携し高齢者が集まる機会等に周知啓発や注意喚起を行います。	介護福祉課で実施する事業の際には協定の説明を行い、体制の整備を行った。また、地域包括支援センター公式LINEで啓発や注意喚起を行った。	A	概ね予定とおり事業実施できたため。	経済課、地域包括支援センターと連携し必要な情報を啓発、注意喚起を行っていく。
				【経済課】 引き続き高齢者の集まるイベントや集会で啓発を行い、講座も実施していきます。また一部の講座では、アーカイブ配信を行います。	高齢者向け消費者被害の未然防止をテーマにした講座を19回(参加者1,782人)実施した。一部の講座では、東京都と東京都生活協同組合連合会との協同事業で実施する高齢者向け消費者被害防止講座のライブ配信を市施設で上映するスクリーン上映会を行った。	A	計画期間の目標参加者数を達成することができた。また、高齢者が集まるイベントや講座で消費者被害の未然防止の啓発を行い、消費者トラブルの事例と共に相談室の案内を周知することができた。	令和8年度の事業を継続して実施していく。
⑧	福祉サービス苦情調整委員制度の継続 ※他計画再掲	福祉サービスに対する市民の方からの苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的として設置された福祉オンブズマン制度について周知を図ります。	地域福祉課	引き続き、福祉オンブズマン制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを市内各施設に設置し、周知を図ります。	市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。	A	苦情相談等の件数は8件。事務局が対応して委員への相談に至らなかった件数は35件。委員の丁寧な対応と適切なアドバイスにより、多くは相談者の納得を得られている。	引き続き、福祉オンブズマン制度について周知を図ります。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑨	権利擁護センター利用の継続 ※他計画再掲	権利や財産を守ること等を目的とし、認知症高齢者の方や要介護高齢者の方等で判断能力に不安のある方に対し、成年後見制度推進事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行っている権利擁護センターの利用の推進を図ります。	地域福祉課	判断能力が不十分な方に権利や財産を守ること等を目的として地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度を継続実施し、その方々の意思決定等を支援します。また、権利擁護に関する相談を中心に、市民後見人の養成や成年後見人を取り巻く環境の改善のためのネットワークの構築、市民に広く成年後見制度等を知っていたくための講演会などを企画実施します。	権利擁護事業や成年後見制度の利用が必要となった方について、権利擁護センターや他課と連携し、支援の方策について検討を行った。  「小金井市成年後見制度利用促進基本計画」の改定時期を迎えるにあたり、センターと連携し、「第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。	A	市と権利擁護センターで、日常的に密に連携を取り、協力して支援を行った。  新たな計画策定にあたり、成年後見制度に携わる専門職で構成された策定作業部会による計画案を作成や、パブリックコメントの実施など、多角的な視点から内容が精査された結果、制度利用者や関係者にとって実効性の高い計画を策定することができた。	判断能力が不十分な方に権利や財産を守ること等を目的として地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度を継続実施し、その方々の意思決定等を支援します。また、「第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画」策定を踏まえ、新たな権利擁護、成年後見制度を促進するためのセンター等の体制構築を進めていく。
⑩	★高齢者虐待防止対策の継続	高齢者虐待事例について「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき適切に対応できるよう、市や地域包括支援センターで虐待対応に関する理解を深めるとともに、関係機関等と連携し高齢者に対する支援体制を整備します。また、市民や介護サービス事業者等に対しても、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を図ります。  <計画期間の目標> 市・地域包括支援センターの高齢者虐待に係る研修実施回数 4回	介護福祉課	高齢者虐待に関する理解を深め、適切な対応ができるよう事例検討会を行います（年4回）。また、市民や介護サービス事業者等に対しても、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を図ります。	高齢者虐待について適切な対応ができるよう事例検討会を年4回行った。また、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き高齢者虐待に関する理解を深め、適切な対応ができるよう事例検討会を行う。（年4回）また、市民や介護サービス事業者等に対しても高齢者虐待について啓発や虐待対応窓口の周知を図る。
基本施策(4) 人材育成・確保の推進								
1-①	さくら体操の推進 ※本計画再掲	新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行い密にならない形で行います。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。 介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。  <計画期間の目標> さくら体操の会場数 55会場 さくら体操の延参加者数 6,600人 新規介護予防リーダー養成者数 年間15人	介護福祉課	管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。	管理会場では管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月ミニ講座を行い、参加者へ介護予防・フレイル予防の啓発を行うとともに年に1回体力測定を行い、個別に結果説明と助言を行い参加者の介護予防を図った。完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言と相談等を行い、参加者の介護予防を図った。リーダー育成のため介護予防ボランティア養成講座を開催しリーダーの少ない会場等を中心に調整し配置することができた。  さくら体操会場数 33会場 さくら体操の延参加者数 6612人 新規介護予防リーダー養成者数 10人	B	目標に向けて着実に推進できているが、達成したとは言えないため。	引き続き、管理会場においては管理委託事業所・地域包括支援センターと連携し、介護予防・フレイル予防のミニ講座を行うとともに、年1回体力測定を行い参加者状況評価を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て各会場を巡回し、参加者の介護予防を図ります。介護予防リーダー育成について介護予防ボランティア養成講座を開催し各会場への配置を調整します。地域包括支援センターを中心に身近な所で少人数実施できる完全自主会場立ち上げ支援を行います。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑪	ボランティアセンターでの活動支援の継続 ※他計画再掲	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターに関する情報提供、活動支援を行います。	地域福祉課	各種ボランティア養成講座（地域福祉ファシリテーター養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座、音楽療法ボランティア養成講座）の開催、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業等を行います。	各種ボランティア養成講座（精神保健福祉ボランティア養成講座、音楽療法ボランティア養成講座）の開催、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業を行った。	A	各種講座については、対面での開催を主としているが、参加者が受講しやすいよう、講座内容に応じオンライン開催を導入する等、開催方法について見直しを図ることが出来た。	各種ボランティア養成講座（地域福祉ファシリテーター養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座、音楽療法ボランティア養成講座）の開催、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業等を行います。
⑫	★介護支援ボランティアポイント事業の推進	65歳以上の元気な高齢者を対象にボランティア活動を通じて、自身の健康増進、介護予防及び社会参加活動を推進するための介護支援ボランティアポイント事業について、より多くの方に登録・活動してもらえるよう、受入れ事業所の増加、活動内容の拡充を図るとともに、受入れ状況等について登録者への周知も行います。  <計画期間の目標> 有効登録者数 270人 参加事業所数 45か所	介護福祉課	ボランティアと受入れ事業所との意見交換会の開催や受入れ事業所紹介の配布等により未活動者を活動に繋げていきます。また、登録ボランティアの増加のため、登録機会と周知を兼ねて、登録会等を引き続き実施します。	ボランティアと受入れ事業との意見交換会の開催、受入れ事業紹介の冊子を作成し登録者へ配布し活動につなげた。  有効登録者数 209人 参加事業所数 38か所	B	事業推進のため、新たな試み等を行ったが、登録者数増加とならなかったため。	登録者が活動につながるよう、公式LINEを整備し、ボランティア募集状況等を随時発信できるよう工夫します。また、介護事業所へ訪問し、活動参加事業所数増加に向けても取り組みます。
⑬	★介護職員宿舎借上支援事業の継続	介護職員等の人材確保及び定着の支援や、災害時における対応力の強化のため、市内の地域密着型サービス事業所等に対して、介護職員の宿舎借り上げに要する費用の補助を行います。  <計画期間の目標> 対象戸数 12戸	介護福祉課	介護人材確保等の観点から補助制度を継続して実施するとともに、利用促進のため事業所へ事業の周知を行います。	補助対象年数や対象者の要件拡充を行い、事業所への更なる制度周知を進め、補助を実施した。  <計画期間の実績> 対象戸数 13戸	A	要件拡充の実施とともに、一定の制度周知の上、補助対象戸数の目標を達成したため。	介護人材確保等の観点から補助制度を継続して実施するとともに、利用促進のため事業所へ事業の周知を行います。
⑭	★介護分野への就労支援の継続	介護人材確保のため、ハローワークとの共催による就職面接会を実施します。 また、介護職員初任者研修については、受講料を助成するとともに同研修を実施したうえで、市内での就労へつなぐため、介護事業者連絡会と連携して情報提供等を行い、訪問介護職員等の介護人材の確保に取り組みます。  <計画期間の目標> 介護職員初任者研修受講料助成件数 3件 介護職員初任者研修受講者数 15人	介護福祉課	引き続き、介護職員初任者研修を実施するとともに、介護資格取得費補助を行います。	介護職員初任者研修については、7人の受講者に対し今後の就労に資する研修を実施し、終了証を交付した。介護資格取得費補助については、介護職員初任者研修費3件、介護福祉士実務者研修費3件、介護福祉士資格取得費4件の補助を行った。	A	介護職員初任者研修の実施、資格取得費の補助については、介護職の就労に必要な資格、スキルを取得することに対して適切に実施できた。	令和8年度は、事業の再編成を行い、介護職員初任者研修の集合研修実施の代替として、資格取得費補助の対象を拡大する。介護支援専門員、介護支援専門員再研修受講も対象としさらなる人材確保をめざす。
⑮	介護サービス事業者振興事業等の推進	介護事業所が運営基準を遵守しているか確認するため、指導検査を行い、運営に関する助言等を行います。また、福祉サービス第三者評価の受審の勧奨や、事業者連絡会及び市内介護支援専門員へ研修費の補助を実施し、質の高いサービス提供への支援を行います。	介護福祉課	事業所の指定有効期限を迎える事業所に対して、指導検査を実施します。また、福祉サービス第三者評価の受審を勧奨する際、あわせて受審費の補助制度の案内を行う他、介護事業者連絡会と連携し、研修を開催して支援します。	事業所の指定有効期限を迎える全対象事業所（地域密着型サービス、居宅介護支援）の指導検査を実施し、運営基準に従った指導を実施した。また、事業所へ福祉サービス第三者評価の受審を勧奨する際、受審費の補助制度の案内を実施した他、事業所向けにケアプランデータ連携システムに関する説明会を実施した。	A	指導検査の実施や第三者評価の推進を図り、質の高いサービス提供への支援を実施できたため。また、市として導入促進を図りたいケアプランデータ連携システムについて、説明会を開催することでできたため。	事業所の指定有効期限を迎える事業所に対して、指導検査を実施します。また、福祉サービス第三者評価の受審を勧奨する際、あわせて受審費の補助制度の案内を行います。さらに、ケアプランデータ連携システムの導入促進を図ります。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度			令和8年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑩	☆ケアマネジャーへの支援の実施	<p>ケアマネジャーへの支援については、①受給者が真に必要なとするサービスの確保を図るための資質の向上②事務量の削減③支援体制の構築を中心に実施します。</p> <p>①はケアプラン点検やケアマネジメントに関する研修の実施、②は指定申請等に関する電子化の推進、ICTの導入・活用に関する情報の周知徹底等、③は処遇困難ケースへの助言、高齢者虐待対応研修及び地域包括支援センターとの定例的な連絡会を通じて支援を行います。</p> <p>&lt;計画期間の目標&gt;            ケアプラン点検 45件            ケアプランの質の向上に係る研修実施回数 2回</p>	介護福祉課	<p>居宅介護支援事業所に対する指導検査の際、運営基準の順守に加え、より利用者の状況に合ったケアプラン作成となるような助言を行うため、市内主任ケアマネジャーを活用したケアプラン点検を継続します。また、ケアマネジャーの負担軽減に資するため、特にケアプランデータ連携システムについて具体的な導入支援を行うとともに、地域包括支援センターと連携し、ケアマネジャーのニーズに応じた研修内容の設定や、支援体制の構築を図ります。</p>	<p>ケアプラン点検について、主任ケアマネジャーに講師を依頼し、指導検査に合わせて実施した。また、ケアマネジャーの負担軽減に資するためのICTを活用した手法（指定申請の電子化、ケアプランデータ連携システム等）について随時周知を実施し、導入を促進した。</p> <p>また、質の向上に係る研修としてケアマネジメントをテーマに開催した。</p> <p>ケアプラン点検 194件            ケアプランデータ連携システム説明会 1回            質の向上に係る研修 2回</p>	A	<p>主任ケアマネジャーと連携し、ケアプラン点検を実施したことで、より高齢者の本人らしさを追い求める観点での点検を実施できた。引き続き主任ケアマネジャーとの連携体制の構築を推進する。</p> <p>ケアマネジャーの負担軽減に資するためのICTを活用した手法についても一定の周知を実施できた。</p>	<p>居宅介護支援事業所に対する指導検査の際、運営基準の順守に加え、より利用者の状況に合ったケアプラン作成となるような助言を行うため、市内主任ケアマネジャーを活用したケアプラン点検を継続します。また、ケアプランデータ連携システムの導入促進を図ります。</p>